

市報すいた配布業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 7 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名
「市報すいた」配布業務
- 2 業務委託期間
令和 7 年 7 月 1 日～令和 1 0 年 6 月 3 0 日
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- 3 業務内容
別紙仕様書のとおり
- 4 最低制限価格 設定しない
- 5 入札回数 2 回までとする。
- 6 入札の保証
入札の保証は免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「117 運搬請負・保管」を参加希望種目とし、取扱い品目として「01 一般運送」の登録をしているか、「118 梱包・発送」を参加希望種目とし、取扱い品目として「01 配達業務」の登録をしている者であること。
 - （3）公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - （4）公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
 - （5）会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- 8 入札参加資格確認申請手続
 - （1）本入札に参加を希望する者は、（2）に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（様式 1、以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
 - （2）申請書の提出
 - ア 提出期間
令和 7 年 5 月 7 日（水）～5 月 2 0 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで（正午から午後 0 時 4 5 分までを除く。）
 - イ 提出場所
吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号
吹田市総務部広報課（高層棟 2 階）
電 話 （0 6）6 3 8 4－1 2 7 6

ウ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。（２）アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

(３) 入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに、申請書に記載された電子メールに通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(４) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 仕様書等に係る質疑及び回答

(１) 質疑受付期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 5 月 13 日（火）午後 5 時 30 分までとし、電子メールにより受け付ける。様式の指定はしない。

広報課電子メール（E-mail：shihou_suita@city.suita.osaka.jp）

(２) 回答期日

質問に対する回答はホームページに公開するものとする。

（令和 7 年 5 月 19 日（月）公開）

10 入札日時及び入札場所

(１) 入札日時

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 3 時

(２) 入札場所

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市役所 高層棟 3 階 入札室

11 入札金額

入札書は、市報すいた 1 部あたりの配布単価（消費税抜）及び、契約期間の総額（消費税込）を記載するものとする。なお、落札決定については契約期間の総額が最も低い業者を落札者とし、契約については、配布単価をもって単価契約を行う。

12 入札成立要件

入札参加資格を有する者が 1 者であってもこの入札は成立とする。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記 7 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

(１) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(２) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第１０条第１２号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、入札心得書第１３条に定める期間内に契約を締結しないとき

17 契約の保証

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、１年間の契約金額の１００分の１０以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 契約予定日

令和７年７月１日（火）

20 その他

- （１）入札関係書類については、市ホームページ「トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和７年度（２０２５年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞「市報すいた」配布業務に係る制限付一般競争入札」からダウンロードすること
- （２）本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- （３）入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

吹田市泉町１丁目３番４０号 吹田市総務部広報課（高層棟２階）

電 話 （０６）６３８４－１２７６ ＦＡＸ （０６）６３８４－７８８７